

証券コード 9266  
2021年6月8日

## 株主各位

千葉県市川市八幡二丁目5番6号  
株式会社 一家ダイニングプロジェクト  
代表取締役社長 武長太郎

### 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。なお、株主様の安全を最優先に考え、例年、株主総会終了後に開催しておりました「株主様との懇親会」は中止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番4号  
当社婚礼施設「The Place of Tokyo」地下2階グランドルーム  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

### 3. 株主総会の目的事項

**報告事項** 第24期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 株式移転計画承認の件

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

**第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

---

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますよう、お願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ikkadining.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ikkadining.co.jp/>)に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応、株主様へのお願いについて＞

- 本株主総会会場において、感染予防のため、例年よりも座席の間隔をあけて配置いたします。
- 会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対いたします。
- 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。
- 開場受付でマスクをご用意いたします。当日、マスクをお持ちでない方はスタッフまでお声かけ下さい。入場時は、マスク着用にご協力お願いいたします。
- 開場受付付近に消毒液を設置いたします。入場時の手指消毒にご協力お願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声かけをして入場をお控えいただくことがございます。
- その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社のウェブサイト (<https://ikkadining.co.jp/>) においてお知らせいたします。



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9266/>



## 事 業 報 告

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による国内外経済に対する影響が続いており、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言解除後は、営業時間の通常化に加え、GoToキャンペーンなどの政策の後押しもあり緩やかな回復基調であったものの、新型コロナウイルス感染拡大の第3波への懸念による最大繁忙期の忘年会シーズンへの影響に加え、一都三県を中心に二度目の緊急事態宣言が発出され、その宣言解除後においても感染拡大の懸念から政府・各自治体から飲食店へ時短要請が出され、足元では東京都など六都府県で三度目の緊急事態宣言が発出されたほか、まん延防止等重点措置の適用対象地区が拡大されるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は、『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供する為に、優秀な人材の確保及びサービス力向上に注力するとともに、各自治体の要請等に従い臨時休業や、営業時間の短縮等の措置を実施し、営業再開後も営業前の従業員の検温、従業員のマスク着用、アルコール消毒液の設置、手や指の殺菌及び入口や窓の開放・換気設備による店内換気等の新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じながら営業を行ってまいりました。

飲食事業においては、都内を中心に主力業態の新規出店、サービス力向上及び店舗オペレーションの改善、自社アプリ会員の獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。新規出店に関しては、都内ドミナントエリアへの出店（屋台屋博多劇場北千住店、屋台屋博多劇場歌舞伎町店、大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん八王子店、大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん町田店、大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん浅草橋店）の他、千葉県ドミナントエリアへの出店（大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん船橋店、大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん木更津店）、「ガレージダイニングプロジェクト」の2号店目となる出店（屋台屋博多

劇場千葉ニュータウン店)、大衆ジンギスカン酒場ラムちゃんの初の神奈川県への出店(大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん本厚木店)に加え、新型コロナウイルス感染拡大影響後のリモートワーク需要に対応した新業態の出店(Remo Cafe本八幡店、Remo Cafeおおたかの森店)により、直営店11店舗を出店したほか、既存店のこだわりもん一家神保町店を屋台屋博多劇場へ、爆辛スパゲティ専門店青とうがらし新宿西口店を、こだわりもん一家業態のネクストモデルとしての新業態となる「おでんトさかなにのや」へ業態変更いたしました。一方、不採算店舗10店舗を退店し、直営店は合計で69店舗となりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により4月4日より飲食事業全店舗において臨時休業の措置を実施しており、5月15日以降の段階的な営業再開後は緩やかな回復基調ではあったものの、それ以前に実施した臨時休業が大きく影響したほか、新型コロナウイルス感染拡大の第3波への懸念から、忘年会需要が大幅に減少し、加えて、一都三県を中心に再度の緊急事態宣言が発出され、宣言解除後においても感染拡大の懸念から政府・各自治体からの飲食店へ時短要請が出されたことなどが影響し、既存店(屋台屋博多劇場業態・こだわりもん一家業態)客数は前年比60.7%減となり、既存店客単価は前年比0.1%増で推移したことにより、既存店売上高は前年比60.7%減となりました。

ブライダル事業におきましては、近年、結婚式のニーズの多様化により少人数婚のニーズが高まり、婚礼1組当たりの組人数が減少傾向にある中、婚礼の主力広告媒体との連携強化による来館数・成約率の向上、サービス力向上及びコスト削減、宴席の新規案件の取り込み及びリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上及び新規客数の増加にも継続して注力するとともに、SNSのLIVE配信を利用したリモート会場案内、オンライン結婚式オプションや家族婚・挙式のみプランの販売、3密を回避した婚礼料理コースの開発など、コロナ禍における様々なニーズに対応した取り組みを強化してまいりました。ブライダル事業におきましても、飲食事業同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月10日より臨時休業の措置を実施しており、5月27日より営業を再開しておりますが、結婚式及び宴席の延期やキャンセルが相次ぎ、施行件数が大幅に減少いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,426,383千円(前年同期比57.1%減)、営業損失は1,115,529千円(前年同期は営業利益167,522千円)、経常損失は1,131,639千円(前年同期は経常利益129,193千円)、当期純損失は949,780千円

(前年同期は当期純損失122,218千円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、第1四半期会計期間より、両事業に係る共通費用の配分方法を変更しており、以下の前年同期との比較については、前年同期の数値を変更後の配分方法で算出した数値で比較しております。

#### ① 飲食事業

売上高は2,812,753千円（前年同期比51.7%減）、セグメント損失（営業損失）は710,292千円（前年同期のセグメント利益（営業利益）は121,813千円）となりました。

#### ② プライダル事業

売上高は613,630千円（前年同期比71.6%減）、セグメント損失（営業損失）は405,236千円（前年同期のセグメント利益（営業利益）は45,708千円）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度において当社は11店舗の新規出店及び2店舗の業態変更を実施いたしました。

この結果、当社は600,460千円（内差入保証金68,616千円）の設備投資を実施いたしました。

なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

### (3) 資金調達の状況

複数の金融機関より2,400,000千円の借入及び第3者割当による新株の発行等による227,425千円の資金調達を行いました。これらは、新型コロナウイルス感染症の影響による売上収入等の減少及び不測の事態に備える資金及び店舗開設の設備資金等に充当いたしました。

### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大による影響で、我が国においても緊急事態宣言が発出され、今後の感染拡大や終息時期が見通しにくい状況の中、外食業界・プライダル業界の先行きは不透明な状況で推移しております。

当社が属する外食産業を取り巻く環境においては、政府・各自治体による営業自粛要請や生活様式の変化による外食機会の減少により、当面は不透明な状況が続いていくものと予測されます。

プライダル産業を取り巻く環境においては、少子高齢化に伴う婚姻組数の減少

や、価値観の多様化による「なし婚」層の増加等に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、政府等からの大人数での会食やイベントの自粛要請により、当面は大規模会食や大型イベント等の自粛ムードが続くことが予想され、引き続き不透明な状況が続いているものと予測されます。

このような状況の中、継続的に企業価値を高め、長期的な成長を目指すために、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ① 新型コロナウイルス感染症への対応

政府・自治体からの自粛要請、緊急事態宣言の発出を受け、飲食各店舗及び婚礼施設「The Place of Tokyo」の臨時休業や営業時間短縮等の措置を実施しており、当面は業績が見通しにくい状況が続くことが想定されます。その中、まずは新型コロナウイルス感染症への対応が重要課題であると認識し感染防止対策の徹底に継続して取り組んでまいります。

飲食各店舗及び婚礼施設内での感染リスクに備え、従業員の検温や健康状態の確認、手洗い・消毒の徹底、店舗・施設内の換気、間隔をあけた席配置などの取組を実施してまいります。

そのほか、銀行借入による資金調達、政府や自治体の各種補助金・助成金の申請に加え、賃料の減免交渉や、各種コストについての見直しなどによりコスト削減を図り企業の耐性強化に努めてまいります。

また、今後「新しい生活様式」によるニーズの変化に対応した、新業態の開発やサービス・商品の開発なども視野に入れ、収益力の維持向上に努めてまいります

#### ② 既存店売上の維持向上

飲食事業では、外食産業における企業間競争が激化する中、当社はお客様のニーズに合った商品開発、商品クオリティの向上及び「人」によるおもてなしの付加価値の向上を追求し、衛生管理の強化をしながら、継続的な会員獲得、顧客育成によるリピート率の向上を図る戦略をとることで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

プライダル事業では、他会場にはないロケーションを活かし、「想い出の場所は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をテーマに掲げ、挙式後も新郎新婦様が何度も帰ってこられる会場として、リピーター戦略を実施し、他社と差別化することで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

#### ③ 新規出店の継続、出店エリアの拡大について

当社は、日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家のおもてなしで楽しんで頂く「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場ながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」、本格ジンギスカンとハイボールを思う存分楽しんで頂ける「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」という外食店舗

(居酒屋)を中心で首都圏で展開しております。サービス・商品力の向上、人材教育、店舗設備の改善を常に図ることにより、競合店との差別化を図っております。

継続的に企業価値の向上、業績の拡大を図るために新規出店の継続、出店エリアの拡大を進めていく方針であります。

#### ④ 人材の確保・育成について

企業価値の向上、飲食事業及びブライダル事業の業績拡大と安定の為には正社員、パート・アルバイトの人の人材の確保及び育成が必要不可欠な要素であり、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、中途採用の拡充と新卒採用の積極的な採用により、正社員の確保を図ってまいります。また少子高齢化が進むなか、パートの採用を強化し、店舗業務の効率化を図っております。

人材の育成に関しては、階層別の社内研修制度を強化し、店舗におけるサービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

パート・アルバイトに関しても、社内の勉強会やサービス・料理コンテストなどの教育及び称賛の場の拡充により、働きながら学べる環境を整え、ロイヤリティの高い人材へと育成してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

今後さらに事業規模を拡大していく中でコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。その基盤となる経営管理組織の拡充のため、今後も組織体制の最適化、内部監査体制の強化及び監査等委員・会計監査人による監査の連携を強化し、全従業員に対し継続的にコーポレート・ガバナンス及び経理管理の啓発・教育活動を行っていく方針であります。

### (5) 財産及び損益の状況

	第21期 (2018年3月期)	第22期 (2019年3月期)	第23期 (2020年3月期)	第24期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高 (千円)	6,149,693	7,078,172	7,991,195	3,426,383
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	243,456	286,968	129,193	△1,131,639
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	154,292	122,392	△122,218	△949,780
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	27.72	19.84	△19.82	△153.86
総資産 (千円)	3,641,345	3,363,090	3,391,893	4,264,287
純資産 (千円)	1,110,216	1,216,407	1,069,043	353,747
1株当たり純資産額 (円)	180.84	196.32	173.88	52.95

(注) 当社は、2018年6月15日付で普通株式1株につき2株の割合、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

① 飲食事業部

日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家のようなおもてなしで楽しんで頂く、「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」、本格ジンギスカンとハイボールを思う存分楽しんで頂ける「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」を中心に、首都圏で飲食店を直営にて展開しております。

② ブライダル事業部

ブライダル施設The Place of Tokyoの運営を行っております。

(8) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

- ① 本 社 千葉県市川市八幡二丁目5番6号
- ② ブライダル施設 東京都港区芝公園三丁目5番4号
- ③ 飲食事業部店舗 飲食事業 69店舗

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288名 (140名)	4名増 (268名減)	29.1歳	4.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数（1日1人8時間換算）を( )外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べ、従業員臨時雇用者数が268名減少しております。主な理由は、休業及び時短営業による人員数の削減によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	647,780千円
株式会社三菱UFJ銀行	646,688千円
株式会社千葉銀行	618,864千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000千円
株式会社りそな銀行	248,232千円
株式会社京葉銀行	185,059千円
株式会社千葉興業銀行	169,312千円
株式会社みずほ銀行	123,310千円
株式会社きらぼし銀行	90,740千円
株式会社常陽銀行	58,310千円

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

（継続企業の前提に関する重要な事象等）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、政府・自治体からの不要不急の外出、平日を含む夜間の外出自粛要請等により、飲食事業における消費マインドの低下や忘年会需要の減少及びブライダル事業における婚礼挙式の延期・キャンセル、各種パーティーなどの宴席需要の減少などに加え、緊急事態宣言の発出を受け、営業時間短縮及び臨時休業等の措置を行ったことにより、売上高の減少、営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大の収束時期が不透明な状況にあり、これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

そのような状況下、当社は当該重要事象等を解消するために、飲食事業の不採算店舗の撤退及び業態変更、新型コロナウイルス感染拡大の影響下でも好調に推移している「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」の出店拡大、リモートワーク需要の増大に対応した新業態「Remo Cafe」の開発及び新規出店、ブライダル事業のコロナ禍における様々なニーズに対応した挙式プランやサービスの販売や各種補助金・助成金の申請、賃料の減免交渉、各種コストについて不急の案件のコスト削減などによる収益改善に加え、取引金融機関との協議を継続して行い、資金の借入を実行することで必要な運転資金を確保し、併せて資本増強の対応策も実施することで財務状況の安定化を図ってまいります。

以上により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,560,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,618,300株 (自己株式数47,800株を含む。)
- (3) 株主数 7,582名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社TKコーポレーション	1,600,000 株	24.35 %
武 長 太 郎	1,136,200 株	17.29 %
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	482,000 株	7.33 %
日本マスター トラスト信託銀行株式会社(信託口)	83,900 株	1.27 %
サントリー酒類株式会社	80,000 株	1.21 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	35,400 株	0.53 %
寺 口 義 弘	35,000 株	0.53 %
西 山 知 義	32,000 株	0.48 %
株式会社古館篤臣綜合事務所	26,900 株	0.40 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	26,600 株	0.40 %

(注) 当社は、自己株式(47,800株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2021年3月1日付で第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対し新株式発行を行い、発行済株式の総数182,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ50,050千円増加しております。
- ② 当事業年度中における第5回新株予約権の行使により、発行済株式の総数が231,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ64,084千円増加しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
  - ① 新株予約権の数  
170個
  - ② 目的となる株式の種類及び数  
普通株式 136,000株 (新株予約権1個につき800株)

③ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	第1回 (42円)	2017年12月25日 ～2025年12月24日	140個	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	第1回 (325円)	2019年3月31日 ～2027年3月30日	30個	1名
合計			170個	5名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2020年12月15日
新株予約権の数	111個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 88,800株 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり446,400円 (1株当たり558円)
権利行使期間	2023年12月16日から2030年12月15日まで
行使の条件	(注)
使用者等への交付状況	新株予約権の数 111個 目的となる株式数 88,800株 交付対象者 26名
当社使用人	

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権の行使によって、当社の発行済普通株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年2月12日付けの取締役会決議に基づき、第三者割当による第5回新株予約権を発行し、割当てを行っております。本新株予約権の内容は以下のとおりです。

割当日	2021年3月1日
新株予約権の総数	13,180個
発行価額	総額4,810,700円（新株予約権1個につき365円）
当該発行による潜在株式数	1,318,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は440円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,318,000株です。
資金調達の額	729,710,700円 (内訳) 新株予約権発行による調達額：4,810,700円 新株予約権行使による調達額：724,900,000円 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
行使価額	当初行使価額 550円 なお、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
武長太郎	代表取締役社長	—
秋山淳	取締役副社長営業統括	—
野瀬健	取締役人財育成部長	—
高橋広宜	取締役管理部長	—
岩田明	取締役経営企画室長	—
赤塚元気	社外取締役	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長 株式会社DREAM ON 代表取締役社長
五宝滋夫	社外取締役（監査等委員）	シライ電子工業株式会社 社外監査役 株式会社Kaizen Platform 社外監査役
由木竜太	社外取締役（監査等委員）	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士
神野美穂	社外取締役（監査等委員）	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオニアカデミー 代表取締役社長

- （注）1. 赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）由木竜太氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有する者であります。
  3. 取締役（監査等委員）神野美穂氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有する者であります。
  4. 監査等委員会設置のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
  5. 当社は、赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、

被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役であります。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役会において報酬等の額の決定に関する方針を議論し決定しており、当該決定方針の概要は以下のとおりであります。

###### 1. 基本方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。以下5まで同じ。）の報酬は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような目的を実現するのに相応しいものとする。

###### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は、役位、職責、貢献度、業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜見直しを図るものとする。

###### 3. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストックオプションとし、長期的な当社の業績向上・株価上昇へのインセンティブ及び既存の優秀な人材のリテンションとして機能するようその内容、付与する数、及び付与する時期等を定めるものとする。

なお、中長期的な業績と連動した株式報酬を適切な割合において支給することについても引き続き検討する。

###### 4. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を勘案し決定することとする。

###### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長武長太郎にその具体的な内容の決定を委任するものとし、その権限の内容は当該決議及び本基本方針を踏まえた評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには

代表取締役社長が最も適しているためであります。

なお、ストックオプションは、本基本方針を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

- ③ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	71,539千円 (3,900千円)	71,539千円 (3,900千円)	— —	— —	6名 (1名)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	14,508千円 (14,508千円)	14,508千円 (14,508千円)	— —	— —	3名 (3名)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は2019年6月24日開催の第22期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会後の取締役（監査等委員を除く）の数は6名（うち社外取締役1名）です。

2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2019年6月24日開催の第22期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会後の監査等委員である取締役の数は3名（うち社外取締役3名）です。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 赤塚 元気	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長 株式会社DREAM ON 代表取締役社長	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	シライ電子工業株式会社 社外監査役 株式会社Kaizen Platform 社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 由木 竜太	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオングループ 代表取締役社長	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況及び期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 赤塚 元気	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の継続的な成長と企業価値向上を図るため、当社の経営に対しての監督及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。上場企業の監査役として培った知識、経験からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 由木 竜太	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的知見からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的知見からコーポレート・ガバナンス強化、経営の透明性及び健全性の維持・向上のために、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言など適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め法令及び定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令及び定款に適合しているか内部監査を実施し、経営の透明性を高める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a. 当社は、法令・社内ルール（文書管理規程）に基づき、文書等の保存を行う。また、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報の管理を行うものとする。

b. 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）及びその他の重要な情報を、法令及び社内ルールに従って適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険管理に関する体制

損失の危険に関して全社的に関わるリスクの監視及び全社的対応は管理部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的に子会社から当社へ業務執行及び財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締

役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査等委員会の同意を得た上で決定する。

#### 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

取締役及び従業員は、重大な法令違反及び不正行為、又は会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。

監査等委員会に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

#### 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。また、三様監査として、内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行う。

監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要ないと認められるときを除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### 9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の役員及び当社の従業員に対してその徹底を図る。

### ② 内部統制システムの運用状況

#### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」、「グループミッション」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が、法令及び定款に適合しているかを監査しております。また、

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、法令及び社内規程に適合しているか監査しております。

なお、内部通報窓口に加え、ハラスマメント相談窓口を設置し、役職員の不正もしくは法令違反等を発見した場合に、通報できるよう体制を整備しております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定め及び社内規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

## 3. 損失の危険管理に関する体制

当社では、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス、衛生管理及びその他の様々なリスクについて認識し、リスクの重要度評価を行ったうえで、重要リスクについては責任者を定め、リスク対応計画を策定し、定期的に開催されるリスクコンプライアンス委員会において、その計画の進捗状況及び世間や他会社で顕在化したリスクに関する情報を共有しております。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催し、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、事業部会議において決議しております。

## 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社及び非連結子会社1社であり、定期的に子会社の財務状況及び業務執行状況などの報告を受けるとともに、四半期毎に取締役会等の重要な会議にて、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社及び子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

## 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、現在監査等委員会の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の指示の実効性の確保に努めるものとします。また、監査等委員から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に關

する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

#### 7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めております。

取締役又は使用人は、監査等委員会の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととしております。また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査等委員会に報告するものとしております。

#### 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当事業年度中、代表取締役社長との定期面談のほか、社内取締役との面談の機会を持ち、意見交換を行っております。また、三様監査として、内部監査部門と連携の上、会計監査人と5回会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

#### 9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体であると判断した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会的勢力該当性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

なお、当事業年度中、問題となる事案は発生しておりませんが、万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,242,162	流 動 負 債	1,313,062
現 金 及 び 預 金	632,240	買 掛 金	61,665
売 掛 金	102,303	1年内返済予定の長期借入金	833,418
原 材 料 及 び 貯 藏 品	26,455	未 払 金	235,994
前 払 費 用	106,551	未 払 費 用	68,355
未 収 入 金	324,488	未 払 法 人 税 等	21,709
そ の 他	50,193	前 受 金	60,798
貸 倒 引 当 金	△70	資 産 除 去 債 務	9,855
固 定 資 産	3,022,124	そ の 他	21,265
有 形 固 定 資 産	1,896,907	固 定 負 債	2,597,477
建 物	1,651,443	長 期 借 入 金	2,254,877
構 築 物	282	資 産 除 去 債 務	283,553
工 具、器 具 及 び 備 品	237,950	そ の 他	59,047
土 地	6,215	負 債 合 計	3,910,540
建 設 仮 勘 定	1,016	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	11,380	株 主 資 本	347,901
ソ フ ト ウ エ ア	9,405	資 本 金	480,491
そ の 他	1,975	資 本 剰 余 金	454,491
投資その他の資産	1,113,836	資 本 準 備 金	454,491
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	53,210	利 益 剰 余 金	△537,162
長 期 前 払 費 用	49,035	利 益 準 備 金	2,500
敷 金 及 び 保 証 金	572,845	そ の 他 利 益 剰 余 金	△539,662
繰 延 税 金 資 産	438,744	別 途 積 立 金	30,000
資 産 合 計	4,264,287	繰 越 利 益 剰 余 金	△569,662
		自 己 株 式	△49,919
		新 株 予 約 権	5,845
		純 資 産 合 計	353,747
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,264,287

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,426,383
売 上 原 價	1,139,636
売 上 総 利 益	2,286,747
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,402,276
営 業 損 失	1,115,529
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	382
受 取 手 数 料	451
保 険 差 益	721
そ の 他	1,755
営 業 外 費 用	3,311
支 払 利 息	13,793
株 式 交 付 費 償 却	840
そ の 他	4,787
経 常 損 失	1,131,639
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	8,283
助 成 金 収 入	510,494
特 別 損 失	518,777
減 損 損 失	153,820
店 舗 臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	572,884
そ の 他	16,905
税 引 前 当 期 純 損 失	743,611
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,356,472
法 人 税 等 調 整 額	△6,331
当 期 純 損 失	△400,360
	949,780

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益 剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	
当期首残高	366,172	340,172	340,172	2,500	30,000	380,118	412,618
当期変動額							
新株の発行	114,319	114,319	114,319				
当期純損失						△949,780	△949,780
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	114,319	114,319	114,319	—	—	△949,780	△949,780
当期末残高	480,491	454,491	454,491	2,500	30,000	△569,662	△537,162

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△49,919	1,069,043	—	1,069,043
当期変動額				
新株の発行		228,639		228,639
当期純損失		△949,780		△949,780
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			5,845	5,845
当期変動額合計	—	△721,141	5,845	△715,295
当期末残高	△49,919	347,901	5,845	353,747

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社一家ダイニングプロジェクト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

向井 誠

印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

吉川 高史

印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、内部監査部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、当社の取締役会において担当取締役から定期的に事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査等委員会  
監査等委員（社外） 五 宝 滋 夫 印  
監査等委員（社外） 由 木 竜 太 印  
監査等委員（社外） 神 野 美 穂 印

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 株式移転計画承認の件

議案の内容につきましては、「株主総会参考書類第1号議案別冊」に記載の通りであります。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において、検討がなされましたが、特段の指摘すべき事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する 当社の株式数
1	たけ なが た ろう 武 長 太 郎 (1977年1月24日生) 【再任】	1997年10月 有限会社ロイスカンパニー（現当社） 設立 代表取締役社長就任（現任） (選任理由) 長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに当社全体の監督を適切に行うことができるものとして、当社取締役候補者として適任と判断いたしました。	1,136,200株
2	あき やま あつし 秋 山 淳 (1979年3月2日生) 【再任】	2000年7月 当社入社 2009年3月 当社取締役総料理長就任 2015年5月 当社専務取締役営業統括就任 2018年6月 当社取締役副社長営業統括就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社の営業部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—
3	の せ けん 野 瀬 健 (1974年2月21日生) 【再任】	2000年10月 当社入社 2011年10月 当社執行役員人財育成部長就任 2014年4月 当社取締役人財育成部長就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社の人財育成部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—
4	たか はし ひろ まさ 高 橋 広 宜 (1980年2月29日生) 【再任】	2001年8月 当社入社 2015年4月 当社執行役員総務部長就任 2015年5月 当社常勤監査役就任 2016年4月 当社執行役員管理部長就任 2016年6月 当社取締役管理部長就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社の管理部門の要職を歴任し、当社の事業活動に関し豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
5	岩田 明 (1971年11月4日生) 【再任】	<p>2001年5月 当社入社 2007年1月 当社常務取締役就任 2016年3月 当社常勤監査役就任 2016年11月 当社取締役経営企画室長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社の管理部門の要職を歴任し、当社の事業活動に關し豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>	—
6	赤塚 元気 (1976年11月5日生) 【再任】 【社外】 【独立役員】	<p>1999年4月 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)入社 2006年1月 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)代表取締役社長就任(現任) 2016年11月 当社取締役(社外取締役)就任(現任) 2018年9月 株式会社DREAM ON設立 代表取締役社長就任(現任) (選任理由及び期待される役割) 飲食業界、サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、業務執行に対する独立した立場から当社の経営全般に関する助言により、取締役会の機能を一層強化し、当社の継続的な成長と企業価値向上への寄与が期待されるため、社外取締役候補者としております。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 赤塚元気氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 赤塚元気氏は、現在、当社の社外取締役であります、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年8ヶ月となります。  
 4. 当社は、赤塚元気氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、同氏が再任された場合には、引き続き同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。  
 5. 当社は、赤塚元気氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	五宝滋夫 (1958年1月31日生) 【再任】 【社外】 【独立役員】	<p>1981年4月 麒麟麦酒株式会社（現キリンホールディングス株式会社）入社</p> <p>2016年6月 シライ電子工業株式会社 監査役（社外監査役）就任（現任）</p> <p>2016年11月 当社常勤監査役（社外監査役）就任</p> <p>2017年6月 株式会社Kaizen Platform監査役（社外監査役）就任（現任）</p> <p>2019年6月 当社社外取締役 監査等委員 就任（現任）</p> <p>（選任理由及び期待される役割） 2016年11月より当社の監査役を務めており、上場会社の社外監査役の経験から、コンプライアンス・リスク管理及び内部統制についての高い見識から監査を行っております。業務執行に対する独立した立場から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言によりコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性及び健全性の維持・向上への寄与が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>	—
2	由木竜太 (1975年10月6日生) 【再任】 【社外】 【独立役員】	<p>2000年10月 東京弁護士会入会 弁護士登録</p> <p>2011年1月 フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士就任（現任）</p> <p>2016年11月 当社監査役（社外監査役）就任</p> <p>2019年6月 当社社外取締役 監査等委員就任（現任）</p> <p>（選任理由及び期待される役割） 弁護士の資格を有しております、法律に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、業務執行に対する独立した立場から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言によりコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性及び健全性の維持・向上への寄与が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
3	<p>こうのみほ 神野美穂 (1976年6月28日生)</p> <p>【再任】 【社外】 【独立役員】</p>	<p>2001年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年4月 公認会計士登録 2005年5月 神野公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 2013年6月 株式会社サイオニアカデミー設立 代表取締役社長就任（現任） 2019年6月 当社社外取締役 監査等委員就任（現任） (選任理由及び期待される役割) 公認会計士の資格を有しております、長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い見識を有しております。企業会計及び税務の専門家として、業務執行に対する独立した立場から、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言によりコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性及び健全性の維持・向上への寄与が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏は社外取締役候補者であります。  
 3. 五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。  
 4. 五宝滋夫氏、由木竜太氏は2016年11月から2019年6月までの間、当社の社外監査役であります。  
 5. 当社は、五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、各氏が再任された場合には、引き続き各氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。  
 6. 当社は、五宝滋夫氏、由木竜太氏、神野美穂氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。  
 7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

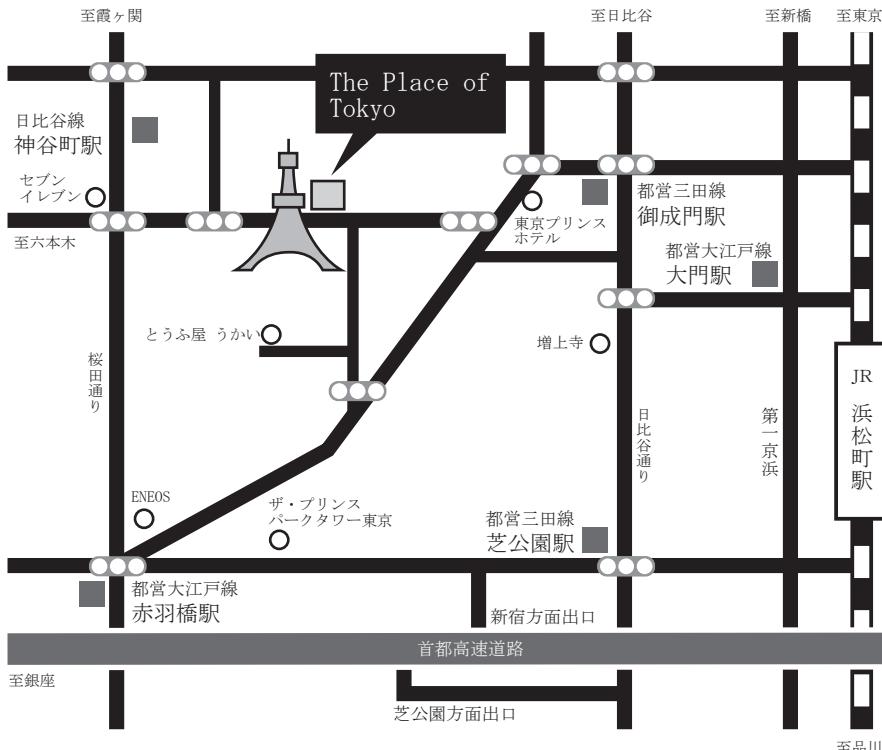
### 〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園三丁目 5 番 4 号

当社婚礼施設「The Place of Tokyo」地下2階グランドルーム

代表電話 03-5733-6788



## 交通 アクセス のご案内

- |          |      |             |
|----------|------|-------------|
| ◆都営大江戸線  | 赤羽橋駅 | 赤羽橋口より徒歩5分  |
| ◆地下鉄日比谷線 | 神谷町駅 | 1番出口より徒歩7分  |
| ◆都営三田線   | 御成門駅 | A1出口より徒歩7分  |
| ◆都営浅草線   | 大門駅  | A6出口より徒歩10分 |
| ◆都営三田線   | 芝公園駅 | A4出口より徒歩10分 |
| ◆JR線     | 浜松町駅 | 北口より徒歩15分   |

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。